手帳を提示できないときは、戸籍の謄本、抄本若しくは記載事項証明書、本籍（外国人にあつては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）の記載のある住民票の写し、旅券、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書並びに前条第二号及び第三号の要件に適合することを証する書類を添付するものとする。

２　（略）

第一号様式から第四号様式までの様式中「申請者氏名　　」を「申請者氏名　　（□　旧姓併記を希望する。）（旧姓：　　）」に改める。

第五号様式及び第六号様式中「本籍地の都道府県名　　」を「本籍地の都道府県名　　」に、「Name：　　」を「Name：　　(Former surname)」に改める。

（指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令の一部改正）

第九条　指定漁船に乗り組む海員の労働時間及び休日に関する省令（昭和四十三年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（割増手当等） **第十条**　（略） ２　船長は、帳簿を船内に備え置いて、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により海員の全てが割増手当を支払われない場合は、この限りでない。 一　海員の氏名及び職名 二　時間外に労働した年月日 三　時間外の労働時間、作業の種類及びそれに相応する手当額 四　割増手当の額並びにその支払年月日及び支払金額 （適用除外） **第十一条**　第三条から前条までの規定は、海員が船長の命令により次の各号に掲げる作業に従事する場合には、適用しない。 一　人命、船舶若しくは積荷の安全を図るため又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業 二　防火操練、救命艇操練その他のこれらに類似する作業 三　航海当直の通常の交代のために必要な作業 ２　（略）	（割増手当） **第十条**　（略） ２　船長は、帳簿を船内に備え置いて、海員の氏名及び職名並びに船員法施行規則第四十五条第一項第四号（時間外の労働に関する部分に限る。）の事項を記載しなければならない。ただし、前項ただし書の規定により海員のすべてが割増手当を支払われない場合は、この限りでない。 （新設） （新設） （新設） （適用除外） **第十一条**　第三条から前条までの規定は、海員が船長の命令により船員法（昭和二十二年法律第百号）第六十八条第一項各号の作業に従事する場合には、適用しない。 （新設） （新設） ２　（略）

（船内における食料の支給を行う者に関する省令の一部改正）

第十条　船内における食料の支給を行う者に関する省令（昭和五十年運輸省令第七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「申請者氏名（ふりがな）　　」を「申請者氏名（ふりがな）　　（□　旧姓併記を希望する。）（旧姓（ふりがな）：　　）」に改める。

第二号様式中「本籍地の都道府県名　　」を「本籍地の都道府県名　　」に、「Name：　　」を「Name：　　(Former surname)」に改める。

第三号様式中「事項」の下に「（□　旧姓併記を希望する。）」を加える。